

平成二十九年四月十八日受領
答弁第二一四号

内閣衆質一九三第二一四号

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人に発給された外交旅券に関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人に発給された外交旅券に関する再質問に対する

答弁書

一、二及び四について

お尋ねの外交旅券は、全て旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づき発行したものである。

三について

お尋ねの「国家公務員やそれに準ずる身分（例えば国立大学法人の教員など）にない」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。